

建設工事の安全管理 ―リスクアセスメント努力義務化への対応―

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 正会員 ○豊澤 康男 正 大幡 勝利 正 伊藤 和也

1. はじめに

建設業における労働災害は近年大幅な減少をみている。しかしながら、アースドリル機が転倒して国道を走行中のトラックを直撃して3名が負傷するとともに通行人が1名死亡した災害、解体中のクレーン（支柱に沿って垂直に移動するクレーン）が運転台ごと地上に落下し、運転者1名が死亡、作業員1名も重傷を負った災害など、最近、TV や新聞で大きく報道される災害が相次いだ。建設工事での災害はひとたび発生すると社会的なインパクトが大きく、建設業は危険な業種との認識をなかなか払拭できないでいる。本報では、日英の建設業における労働災害の発生状況と、最近、導入が進んでいるリスクアセスメントについて述べる。

2. 建設業における労働災害の発生状況

図-1 は建設業における労働災害による死傷者数、死亡者数による死者数の推移を示している。建設工事における労働災害は長期的に減少傾向をたどり、平成19年の死亡者数は461人（前年に比べ47人（9.3%）の減少）に、死傷者数は26,106（前年に比べ766人（2.9%）の減少）至った。ここ10年で、死亡者数は（461人／848人（平成10年））と46%減でほぼ半減し、休業4日以上死傷者も（26,106人／41,688人（平成10年））37%と4割近く大幅な減少をみている。

この建設業における労働災害の発生数を世界と比較すると、日本はEUの先進国や米国とほぼ肩を並べており、世界のトップクラスの成績である。しかし、世界的に災害の最も少ない国の一つと言われる英国では2008年の建設業における労働災害の死亡者数は53人（日本の統計と合わせるため公衆災害は除外した）であり、建設労働者10万人当たりの死亡者数は2.4人である。それに対して日本は7.5人（英国の統計と合わせるため交通災害は除外した）であり英国の約3倍に及ぶ。労働災害を半減させるのに10年かかるといわれているが、これに従うと、日本は英国に16年ほど遅れていることになる。

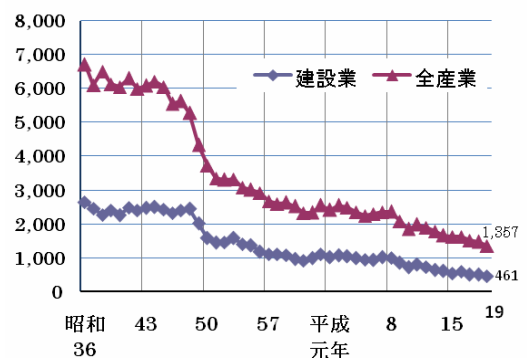


図-1 労働災害による死亡者数の推移
(昭和36年～平成19年)

3. リスクアセスメントの努力義務化

厚生労働省では、事業場の安全衛生水準の向上を図るため、平成18年4月1日に労働安全衛生法を改正し、同法第28条の2の第1項において、労働安全衛生関係法令を遵守するだけでなく、事業者が自主的に事業場の建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査（「リスクアセスメント」）し、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずることを事業者の努力義務として規定している。上記規則の改正前に、厚生労働省では、平成11年4月30日に制定した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（労働省告示第53号、以下「国の指針」という）を改正し、平成18年3月10日に新しい国の指針（厚生労働省）を公表している。

このような動きは、平成4年に英国で本格的にリスクアセスメントの導入が図られたことや平成13年にILOが労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン（ILO/OSH2001）を策定したことなど、労働安全衛生のグローバル化に対応したものである。

Key Words: 労働災害, リスクアセスメント, 建設災害, 英国

連絡先: 〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6 (独)労働安全衛生総合研究所 TEL 042-491-4512

4. 英国におけるリスクアセスメントの状況

リスクアセスメントに関して先行している英国では、法律・監督中心の取り組みから、自己責任に基づいた自主対応型の労働安全衛生へ 1974 年の労働安全衛生法制定により大きな転換を果たしている。さらに 1992 年には「マネジメント規則」を制定し、ほぼ全ての業種にリスクアセスメントの実施を（努力義務ではなく）義務化している。リスクアセスメントに関しては、日本は英国に少なくとも 14 年ほど遅れていることになる。

また、英国では、事業者や労働者の一般的な責務については、労働安全衛生法に規定されているが、発注者・設計者・元請・下請・労働者の具体的役割と責任については 1994 年制定の「建設（設計・マネジメント）規則」を 2007 年に改正し Construction (Design and Management) Regulations 2007 (CDM Regulation)により明確化されている。施工者のみのリスクアセスメントでは限界があるため、設計者や労働者も巻き込んだものとなっているのである。同規則によると、発注者の計画段階から全てを統括する CDM コーディネーターを、30 日以上の上りまたは労働者 500 人／日以上の上りに置く必要がある。CDM コーディネーターは発注者にいる場合もあるが、そのような専門家がない場合（銀行建設など）は、発注者が選任した人となる。CDM Regulation による各者の義務の概要については表 1 に示す。

5. 建設業におけるリスクアセスメント

建設工事でリスクアセスメントを実施する場合、施工途上で新たなリスクが発生することが問題となる。なかでも地盤を扱う工事におけるリスクアセスメント実施上の難しさは地盤内部を完全には掌握できないことにある。設計段階で知り得なかった新たな地盤リスクが施工段階で判明した場合は、その時々で新たにリスクアセスメントを実施する必要がある、その際には、発注者・設計者・施工者の 3 者等の工事関係者が積極的に係わり、斜面崩壊の危険性について共通の情報を共有化することが重要である。公共団体発注の工事については、国土交通省が「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、工事の品質の確保、コストの縮減、さらには事業の円滑な執行を図るため、工事着手段階及び工事中に発注者、施工者及び設計者の 3 者が参加して設計の意図を共有し適切な設計・施工方法を協議、調整する場を設けている。このような場を活用して実効あるリスクアセスメントが出来るものと考えられる。

6. まとめ

日本の建設工事では、大手の総合建設業者や一部の専門工事業業者ではリスクアセスメントの導入が進んでいるが、中小規模の建設業者における導入は遅れている現状である。ともすれば「施工者」のリスクアセスメントに重点が置かれがちであるが、設計者、発注者、労働者、さらには現場で使用する建設機械等の製造者も含めて、工事に係る関係者のすべてが連携して、仮設工事の設計・計画段階から工事完成までのリスクアセスメントを包括的に行うシステム作りが必要である。

表-1 CDM Regulation による各者の義務の概要

	全ての建設工事	CDM コーディネーターを必要とする建設工事における左記に加えた義務
発注者	選任した全ての設計者 請負者の能力と資源のチェック 設計者 請負者に事前に建設情報を提供する	CDM コーディネーターと元請の選任 CDM コーディネーターに安全衛生に関する書類を提供
CDM コーディネーター		発注者にそれ自身の義務をアドバイス HSE にプロジェクトの概要を提出 (Form F10) 設計者 元請などと連携し、プロジェクトの安全衛生をコーディネート
設計者	ハザードの除去とリスクの低減 残存リスクの情報提供	発注者が義務を知っているか、CDM コーディネーターが選任されているかチェック どんな情報が安全衛生の書類に必要なかの情報提供
元請		下請と連絡して、各建設段階の計画 管理 監視 全ての選任者の能力チェック 労働者の教育と協議 CDM コーディネーターに進行中の設計に関し連絡 現場の安全管理
請負者 (下請)	自身と労働者の仕事の計画 管理 監視 選任者と労働者の能力チェック 被雇用者の教育と労働者へ情報提供 労働安全衛生に関する規則の遵守 労働者のための施設	発注者が義務を知っているか、CDM コーディネーターが選任されているか、工事開始前にHSE にしらせているかチェック 元請と計画 管理などについて協力 元請に報告義務のある災害 疾病などの報告
労働者	自身の能力のチェック/同僚の労働者らと安全衛生が守られるよう協力/明らかなリスクの報告	